鹿児島県公報

平成24年4月27日(金)第2798号の2



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金) 定価 送料共1箇月2,650円

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告

- ○有害な映画等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- ○有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 2
- ○救急病院等の認定 (地域医療整備課取扱い) 2 ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 2
- ○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止 (介護福祉課取扱い)3
- ○介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (介護福祉課取扱い)3
- ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い)3
- ○肥料の登録 (食の安全推進課取扱い) 4
- ○県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 4
- ○県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 5
- ○平成24年度地籍調査事業計画の公表 (農地建設課取扱い)5
- ○基本測量の実施 (監理課取扱い) 6
- ○基本測量の終了 (2件) (監理課取扱い) 6
- ○公共測量の終了(2件) (監理課取扱い)7
- ○建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の変更事項の届出 (建築課取扱い) 7
- ○軽油引取税の特約業者の指定の取消し (鹿児島地域振興局取扱い) 7
- ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止(南薩地域振興局取扱い)7

公告

- ○落札者等の公告 (税務課取扱い) 8
- ○一般競争入札公告 (監理課取扱い) 8

告示

鹿児島県告示第578号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第8条第2項の規定により、 有害な映画等として次のとおり指定した。

平成24年4月27日

指 定	指定年月	指 定	題 名	製作又は配給	指 定	指定理由
番 号	日	種 別	超 泊	社	箇 所	11 足 垤 田
8108	平成24年	映 画	股を拡げたエロ夫人	新東宝映画	全 部	著しく青
8109	4月18日		性執事 私を、イカして!	新日本映像		少年の性的
8110			援交強要 堕ちた人妻	オーピー映画		感情を刺激
8111			見てはいけない母の痴態	新東宝映画		し, その健
8112			牝熟女 馬乗り愛撫	新日本映像		全な育成を
8113			婚前生だし 未熟な腰つき	オーピー映画		阻害するお
8114			艶剣客2 くノー色洗脳	新東宝映画		それがある。
8115			いんらん家族 姉さんの下着	新東宝映画		

8116 美女妻クラブ 秘密の癒し	オーピー映画
-----------------------	--------

鹿児島県告示第579号

鹿児島県青少年保護育成条例(昭和36年鹿児島県条例第65号)第9条第2項の規定により、 有害な図書等として次のとおり指定した。

平成24年4月27日

曲旧自	県知事	伊藤祐一	白尺
	7 5 TU ==	1 / 1 HZK 17/П	EDI

				7	プロログトクロチ	D /**	K 1/1 XP
指 定番 号	指定年月 日	指 定 種 別	書名		発 行 所	指 定 箇 所	指定理由
24670	平成24年	雑 誌	Sweetプチ		笠倉出版社	全部	著しく青
	4月18日		5月号	15487-05			少年の性的
24671			恋愛白書パステル		宙出版		感情を刺激
			5月号	19625-05			し, その健
24672			無敵恋愛エスガール		ぶんか社		全な育成を
			5月号	08577-5			阻害するお
24673			恋愛天国パラダイス		竹書房		それがある。
			5月号	09675-5			
24674			BOY'Sピアス		ジュネット		
			5月号	18161-05			
24675			バスターコミック		ティーアイ		
			5月号	17495-05	ネット		
24676			COMIC ペンギンクラブ		辰巳出版		
			5月号	17999-5			
24677			COMIC MUJIN		ティーアイ		
			5月号	13825-05	ネット		
24678			Bejean		ジーオーテ		
			5月号	07903-05	ィー		
24679			漫画ばんがいち		コアマガジ		
			5月号	18295-05	ン		
24680			ヤングコミック		少年画報社		
			5月号	08893-05			

鹿児島県告示第580号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、次の病院 を救急病院として認定した。

平成24年4月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

	病	院	の	名	称		所	在	地	
田上病院						西之表市	西之表74	163		

2 認定の有効期限

平成27年4月13日

鹿児島県告示第581号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年4月27日

事業	業 所	指定	居宅サービス事業者	Î	威山左口	T 18 -
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	廃止年月日	サービスの種類
特定非営利活動	曽於郡大崎町益	特定非営利活動	曽於郡大崎町益	久保 克己	平成24年	通所介護
法人おおさき無	丸1337番地1	法人おおさき無	丸1337番地1		3月31日	
門塾ふれあいの		門塾				
家みうら						
霧島市社会福祉	霧島市横川町中	社会福祉法人霧	霧島市国分中央	松枝洋一郎	平成24年	訪問介護
協議会横川支所	ノ254番地1	島市社会福祉協	三丁目33番10号		4月30日	
訪問介護事業所		議会				
特定非営利活動	奄美市名瀬古田	特定非営利活動	奄美市名瀬古田	対島 正吾	平成24年	訪問介護
法人あまみネッ	町 5 番14号	法人あまみネッ	町 5 番14号		5月1日	
ト友愛		ト友愛				

鹿児島県告示第582号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により,指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年4月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事	業所		指定	居宅介護支援事業者	1	索 4 年 1	1). 13 =
名 称	所 在 地	名	称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	廃止年月日	サービスの種類
霧島市社会福祉	霧島市横川町中	社会福祉法	去人霧	霧島市国分中央	松枝洋一郎	平成24年	居宅介護
協議会横川支所	ノ254番地1	島市社会福	虽祉協	三丁目33番10号		4月30日	支援
指定居宅介護支		議会					
援事業所							

鹿児島県告示第583号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

平成24年4月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

施	設	指定介護	療養型医療施設の開] 設者	位 19 左 日	11. 18 =
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	辞退年月日	サービスの種類
有馬胃腸科外科	鹿児島市与次郎	医療法人光風会	鹿児島市下荒田	有馬 義孝	平成24年	介護療養
医院	一丁目3番12号		二丁目1番16号		3月31日	施設サー
						ビス
垂水温泉病院	垂水市田神3536	医療法人浩愛会	垂水市田神3536	池田 誠	平成24年	介護療養
	番地1		番地1		3月31日	施設サー
						ビス
池田病院	鹿屋市下祓川町	医療法人青仁会	鹿屋市下祓川町	池田 徹	平成24年	介護療養
	1830番地		1830番地		4月30日	施設サー
						ビス

鹿児島県告示第584号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により,指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年4月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業	業 所	指定介	護予防サービス事業	全者	威 左	11 12 7
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	廃止年月日	サービスの種類
訪問看護ステー	伊佐市大口青木	社会福祉法人隼	伊佐市大口青木	有村 孝子	平成24年	介護予防
ション秋津	3023番地14	仁会	3023番地14		3月31日	訪問看護
特定非営利活動	曽於郡大崎町益	特定非営利活動	曽於郡大崎町益	久保 克己	平成24年	介護予防
法人おおさき無	丸1337番地1	法人おおさき無	丸1337番地1		3月31日	通所介護
門塾ふれあいの		門塾				
家みうら						
霧島市社会福祉	霧島市横川町中	社会福祉法人霧	霧島市国分中央	松枝洋一郎	平成24年	介護予防
協議会横川支所	ノ254番地1	島市社会福祉協	三丁目33番10号		4月30日	訪問介護
訪問介護事業所		議会				
特定非営利活動	奄美市名瀬古田	特定非営利活動	奄美市名瀬古田	対島 正吾	平成24年	介護予防
法人あまみネッ	町 5 番14号	法人あまみネッ	町 5 番14号		5月1日	訪問介護
卜友愛		ト友愛				

鹿児島県告示第585号

肥料取締法 (昭和25年法律第127号) 第7条の規定により,次のとおり肥料の登録をした。 平成24年4月27日

					鹿り	見島県知事	伊藤花	右一郎
登録番号	登録年月日	登録の有 効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生 産 氏名又は 名称	業 者 住 所
鹿児島	平成24年	平成27年	配合肥	イキイ	窒素全量 3.5	含有を許	株式会社	曽於市財
県肥第	4月13日	4月12日	料	キ配合	りん酸全量 6.0	される有	シゼン	部町下財
1293号					内く溶性りん	害成分の		部1611番
					酸 3.0	最大量及		地 2
					加里全量 4.0	びその他		
					内く溶性加里	の制限事		
					3. 0	項は公定		
					内水溶性加里	規格のと		
					2. 0	おり		
					く溶性苦土 1.0			
鹿児島	平成24年	平成27年	配合肥	ミネラ	窒素全量 2.5	含有を許	株式会社	曽於市財
県肥第	4月13日	4月12日	料	ル配合	りん酸全量 7.0	される有	シゼン	部町下財
1294号				油粕	内く溶性りん	害成分の		部1611番
					酸 6.0	最大量及		地 2
					加里全量 8.0	びその他		
					内く溶性加里	の制限事		
					7. 5	項は公定		
					内水溶性加里	規格のと		
					5. 0	おり		
					く溶性苦土 2.5			

鹿児島県告示第586号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備(畑地帯担い手支援型)(農業用用排水施設整備、農道整備及び区画整理)根折地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児

島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年4月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成24年5月1日から同月30日まで

3 縦覧場所

和泊町役場耕地課

鹿児島県告示第587号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地防災(農地保全整備事業)(旧:シラス対策)(農用地保全)鹿屋地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお,この決定に不服のある者は,縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に,鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年4月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成24年5月1日から同月30日まで

3 縦覧場所

鹿屋市役所農地整備課

鹿児島県告示第588号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、平成24年度地籍調査 事業計画を次のとおり定めた。

平成24年4月27日

調査を行う者 の名称	調	査	地	域	調	查	期	間
鹿児島市	鹿児島市西伊	尹敷一丁目,	西伊敷二门	1目,西伊敷	平成24	年 4	月16	日から
	三丁目,伊勇	数町, 千年-	一丁目及びヨ	午年二丁目の	平成25	年 3	月31	日まで
	各一部							
鹿屋市	鹿屋市田淵岡	丁,星塚町,	池園町, 素	·塚町,名貫	平成24	年 4	月16	日から
	町, 北田町,	大手町, 西	五大手町, 扌	丁馬一丁目,	平成25	年 3	月31	日まで
	打馬二丁目及	及び輝北町上	:百引の各-	一部				
指宿市	指宿市東方,	十町及び十	-二町の各-	-部	平成24	年 4	月16	日から
					平成25	年 3	月31	日まで
西之表市	西之表市西之	と表及び安城	成の各一部		平成24	年 4	月16	日から
					平成25	年 3	月31	日まで
垂水市	垂水市二川の	つ一部			平成24	年 4	月16	日から
					平成25	年 3	月31	日まで
薩摩川内市	薩摩川内市方	人来町副田及	び祁答院町	「藺牟田の各	平成24	年 4	月16	日から
	一部				平成25	年 3	月31	日まで
南さつま市	南さつま市笠	空沙町片浦及	び赤生木の	各一部	平成24	年 4	月16	日から
					平成25	年 3	月31	日まで
奄美市	奄美市名瀬力	大字知名瀬,	名瀬大字小	、湊, 住用町	平成24	年 4	月16	日から
	大字市, 住戶	用町大字見里	見、住用町力	(字川内, 笠	平成25	年3	月31	日まで

十島村 十島村中之島の一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 2つま町 さつま町 2つま町神子, 鶴田, 泊野及び宮之城屋地の各 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 第江町馬場, 城元, 神川及び田代麓の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 中成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 中大隅町 府大隅町佐多郡及び佐多馬籠の各一部 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 中種子町 中種子町納官及び牧川の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 中種子町 南種子町島間及び平山の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 中校24年4月16日から 平成25年3月31日まで 中様子町 特別をび名音の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 中様 学検村屋鈍及び平田の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 宇検村 宇検村屋鈍及び下出の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 第戸内町 瀬戸内町節子, 蘇刈, 網野子, 久慈, 古仁屋, 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 伊仙町 伊仙町目手久, 伊仙及び木之香の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 甲の24年4月16日から 平成25年3月31日まで 甲の24年4月16日から 平成25年3月31日まで 甲の24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 甲の24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成24年4月16日から 平成24年4月16日から 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成24年4月4日本 中成24年4月4日本 中成24年4月4日本 中和 14年4月4日本 中和 14年4月4日本 中和 14年4月4日本 14年4月4日本 14年4月4日本 14年4月4日本 14年4		利町大字川上, 笠利町大字用及び笠利町大字節 田の各一部	
マルジン マルグン マルグン	上自材		
さつま町 さつま町神子, 鶴田, 泊野及び宮之城屋地の各 中成25年3月31日まで 第江町 錦江町馬場, 城元, 神川及び田代麓の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 南大隅町 南大隅町佐多郡及び佐多馬籠の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 下が町 田付町 田及び新富の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 中種子町 中種子町納官及び牧川の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 中種子町 南種子町島間及び平山の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 下検村 大和村思勝及び名音の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 宇検村 宇検村屋鈍及び平田の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 下検村屋鈍及び平田の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 下検付屋鈍及び平田の各一部 平成24年4月16日から 西古見, 篠川及び古志の各一部 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 西古見, 篠川及び古志の各一部 平成25年3月31日まで 下成25年3月31日まで 下成25年3月31日まで 下成25年3月31日まで 下成25年3月31日まで 下成25年3月31日まで 下成25年3月31日まで 下成25年3月31日まで 下成25年3月31日まで 下城町 ため町井之川及び下久志の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 下城町 大城町及び岡前の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 甲仙町 伊仙町目手久, 伊仙及び木之香の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 田名町 伊仙町 伊仙丁半, 余多, 屋者, 芦清良, 黒貫及び瀬 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 田名町 知名町竿津, 余多, 屋者, 芦清良, 黒貫及び瀬 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 田名町半次, 余多, 屋者, 芦清良, 黒貫及び瀬 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 田名町半次, 余多, 屋者, 芦清良, 黒貫及び瀬 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 田名町半津, 余多, 屋者, 芦清良, 黒貫及び瀬 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成24年4月16日から 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成24年4月16日	一一一一一		
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	ナヘま町	さつま町神子 韓田 治野及び富力は長地の名	
第江町 錦江町馬場、城元、神川及び田代麓の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 中種子町 中種子町納官及び牧川の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 中種子町 南種子町島間及び平山の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 宇検村 宇検村屋鈍及び平田の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 宇検村 宇検村屋鈍及び平田の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 下成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月31日本 平成25年3月31日まで 平成24年4月31日本 平成24年4月31日本 平成25年3月31日まで 平成24年4月31日本 平成25年3月31日まで 平成24年4月31日本 平成24年4月31日本 平成24年4月31日本 平成24年4月31日本 平成24年4月31日本 平成24年4月31日本 平成24年4月31日本 平成24年4月31日本 平成24年4月4日本 平成24年4月4日本 平成24年4月4日本 平成24年4月4日本 平成24年4月4日本 平成24年4月4日本 中本 平成24年4月4日本 平成24年4月4日本 中本	C フ ま 町		
南大隅町 平成25年3月31日まで 南大隅町 南大隅町佐多郡及び佐多馬籠の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月31日まで 平成24年4月31日本 平成24年4月4日本 平成24年4月4日本 平成24年4月4日本 平成24年4月4日本 平成24年4月4日本 平成24年4月4日本 平成24年4月	全白 シエ 田工	· '	
南大隅町 南大隅町佐多郡及び佐多馬籠の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで ア成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 中種子町 中種子町納官及び牧川の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 中種子町 南種子町島間及び平山の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 下機村 大和村思勝及び名音の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 宇検村 宇検村屋鈍及び平田の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 瀬戸内町 瀬戸内町節子,蘇刈,網野子,久慈,古仁屋, 西古見,篠川及び古志の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 龍郷町 龍郷町秋名及び久場の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 曹界町湾,中里,赤連及び池治の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 下成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 下成25年3月31日まで 中成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 中位町 伊仙町目手久,伊仙及び木之香の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで ア成24年4月16日から 平成25年3月31日まで ア成24年4月16日から 平成25年3月31日まで ア成24年4月16日から 平成25年3月31日まで ア成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 中山町 伊山町目手久,伊仙及び木之香の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 中山町 伊山町目手久,伊仙及び木之香の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 中山町 伊山町目手久,伊仙及び木之香の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 中山町 伊山町目手久,伊仙及び木之香の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 中太町24年4月16日から 平成25年3月31日まで 中本町		婦仏町馬場、城兀、仲川及い田八鹿の谷一部	
平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 中種子町 中種子町納官及び牧川の各一部 平成25年3月31日まで 中種子町 中種子町制官及び牧川の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 南種子町 南種子町島間及び平山の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 大和村思勝及び名音の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 東西古見,篠川及び古志の各一部 平成25年3月31日まで 東水25年3月31日まで 東水25年3月31日まで 東水25年3月31日まで 東水25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平	± + 79 m²	古上四叶4. 夕刊 7. 7. 4. 夕 平 悠 不 夕 一 初	
肝付町肝付町富山及び新富の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 中種子町中種子町中種子町納官及び牧川の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成24年4月16日から 平成24年4月16日から 平成24年4月16日から 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成24年4月16日から 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月31日まで 平成25年3月31日まで 平成24年4月31日まで 平成25年3月31日まで 平成24年4月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成24年4月31日まで			
中種子町中種子町納官及び牧川の各一部平成24年 4 月16日から 平成25年 3 月31日まで南種子町南種子町島間及び平山の各一部平成24年 4 月16日から 平成25年 3 月31日まで大和村大和村思勝及び名音の各一部平成24年 4 月16日から 平成25年 3 月31日まで宇検村宇検村屋鈍及び平田の各一部平成24年 4 月16日から 平成25年 3 月31日まで瀬戸内町瀬戸内町節子、蘇刈、網野子、久慈、古仁屋、西古見、篠川及び古志の各一部平成24年 4 月16日から 平成25年 3 月31日まで龍郷町龍郷町秋名及び久場の各一部平成24年 4 月16日から 平成25年 3 月31日まで喜界町喜界町湾、中里、赤連及び池治の各一部平成24年 4 月16日から 平成25年 3 月31日まで徳之島町徳之島町井之川及び下久志の各一部平成24年 4 月16日から 平成25年 3 月31日まで天城町天城町松原及び岡前の各一部平成24年 4 月16日から 平成25年 3 月31日まで伊仙町伊仙町目手久、伊仙及び木之香の各一部平成24年 4 月16日から 平成25年 3 月31日まで知名町知名町竿津、余多、屋者、芦清良、黒貫及び瀬平成24年 4 月16日から 平成25年 3 月31日まで	17 / I m-s	HT / I Theoreta / TT or What has a fee har	
中種子町中種子町納官及び牧川の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで南種子町南種子町島間及び平山の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで大和村大和村思勝及び名音の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで宇検村宇検村屋鈍及び平田の各一部平成24年4月16日から 	肝付則	肝付町富山及び新富の各一部	
平成25年 3 月31日まで 中蔵25年 3 月31日まで 中蔵24年 4 月16日から 平成25年 3 月31日まで 平成24年 4 月16日から 平成24年 4 月16日から 平成24年 4 月16日から 平成25年 3 月31日まで 平成24年 4 月16日から 平成24年 4 月16日から 平成25年 3 月31日まで 平成24年 4 月16日から 平成25年 3 月31日まで 平成			
南種子町南種子町島間及び平山の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 大和村大和村大和村思勝及び名音の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 瀬戸内町 瀬戸内町節子,蘇刈,網野子,久慈,古仁屋, 西古見,篠川及び古志の各一部 平成25年3月31日まで 龍郷町 龍郷町秋名及び久場の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 喜界町 喜界町湾,中里,赤連及び池治の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 一次25年3月31日まで 下城町 たより で成25年3月31日まで 下城町 下城町松原及び岡前の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで ア成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 中仙町 伊仙町目手久,伊仙及び木之香の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 知名町 知名町竿津,余多,屋者,芦清良,黒貫及び瀬 平成24年4月16日から	中種子町	中種子町納官及び牧川の各一部	
平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 瀬戸内町 瀬戸内町節子,蘇川,網野子,久慈,古仁屋, 四方見,篠川及び古志の各一部 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 龍郷町 龍郷町秋名及び久場の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 中仙町 伊仙町日手久,伊仙及び木之香の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 中仙町 伊仙町日手久,伊仙及び木之香の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 中仙町 中仙町日手久,伊仙及び木之香の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 中仙町日手久,伊仙及び木之香の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 中祖町日本大田本学本,余多,屋者,芦清良,黒貫及び瀬 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 中祖町日本大田本学本,余多,屋者,芦清良,黒貫及び瀬 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 中祖町日本学本,余多,屋者,芦清良,黒貫及び瀬 平成24年4月16日から 平成24年4月16日から 中祖町日本学本,余多,屋者,芦清良,黒貫及び瀬 平成24年4月16日から 中祖町日本学本,余多,屋本,戸末日本学本,日本学本,日本学本,日本学本,日本学本,日本学本,日本学本,日本学本			
大和村大和村思勝及び名音の各一部平成24年 4 月16日から 平成25年 3 月31日まで 平成24年 4 月16日から 平成25年 3 月31日まで 平成24年 4 月16日から 平成25年 3 月31日まで 瀬戸内町 瀬戸内町節子,蘇川,網野子,久慈,古仁屋, 西古見,篠川及び古志の各一部 平成25年 3 月31日まで 龍郷町 龍郷町秋名及び久場の各一部 平成24年 4 月16日から 平成25年 3 月31日まで 喜界町 喜界町湾,中里,赤連及び池治の各一部 平成24年 4 月16日から 平成25年 3 月31日まで 徳之島町 徳之島町井之川及び下久志の各一部 平成24年 4 月16日から 平成25年 3 月31日まで 天城町 天城町松原及び岡前の各一部 平成24年 4 月16日から 平成25年 3 月31日まで 伊仙町 伊仙町目手久,伊仙及び木之香の各一部 平成24年 4 月16日から 平成25年 3 月31日まで 知名町 知名町竿津,余多,屋者,芦清良,黒貫及び瀬 平成24年 4 月16日から	南種子町	南種子町島間及び平山の各一部	
宇検村平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 市 中 市 中 市 中<			平成25年3月31日まで
宇検村宇検村屋鈍及び平田の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで龍郷町龍郷町秋名及び久場の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで喜界町喜界町湾、中里、赤連及び池治の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで徳之島町徳之島町井之川及び下久志の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで天城町天城町松原及び岡前の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで伊仙町伊仙町目手久、伊仙及び木之香の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで知名町知名町竿津、余多、屋者、芦清良、黒貫及び瀬 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで	大和村	大和村思勝及び名音の各一部	平成24年4月16日から
平成25年3月31日まで 瀬戸内町 瀬戸内町節子,蘇刈,網野子,久慈,古仁屋, 西古見,篠川及び古志の各一部 平成25年3月31日まで 電郷町秋名及び久場の各一部 平成25年3月31日まで 三界町 三界町湾,中里,赤連及び池治の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで で一次25年3月31日まで で一次25年3月31日まで で一次25年3月31日まで で一次25年3月31日まで 下成25年3月31日まで 下成25年3月31日まで 下成25年3月31日まで 下成25年3月31日まで 下成25年3月31日まで 下成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで			平成25年3月31日まで
瀬戸内町 瀬戸内町節子、蘇刈、網野子、久慈、古仁屋、 平成24年4月16日から 西古見、篠川及び古志の各一部 平成25年3月31日まで 龍郷町 龍郷町秋名及び久場の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 喜界町 喜界町湾、中里、赤連及び池治の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 徳之島町 徳之島町井之川及び下久志の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 天城町 天城町松原及び岡前の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 伊仙町 伊仙町目手久、伊仙及び木之香の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 知名町 知名町竿津、余多、屋者、芦清良、黒貫及び瀬 平成24年4月16日から	宇検村	宇検村屋鈍及び平田の各一部	平成24年4月16日から
西古見,篠川及び古志の各一部 平成25年3月31日まで 龍郷町 龍郷町秋名及び久場の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 喜界町 喜界町湾,中里,赤連及び池治の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 徳之島町 徳之島町井之川及び下久志の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 天城町 天城町松原及び岡前の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 平成25年3月31日まで 中仙町 伊仙町目手久,伊仙及び木之香の各一部 平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで 知名町 知名町竿津,余多,屋者,芦清良,黒貫及び瀬 平成24年4月16日から			平成25年3月31日まで
龍郷町龍郷町秋名及び久場の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで喜界町喜界町湾,中里,赤連及び池治の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで徳之島町徳之島町井之川及び下久志の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで天城町天城町松原及び岡前の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで伊仙町伊仙町目手久,伊仙及び木之香の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで知名町知名町竿津,余多,屋者,芦清良,黒貫及び瀬平成24年4月16日から	瀬戸内町	瀬戸内町節子,蘇刈,網野子,久慈,古仁屋,	平成24年4月16日から
喜界町喜界町湾,中里,赤連及び池治の各一部平成25年3月31日まで徳之島町徳之島町井之川及び下久志の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで天城町天城町松原及び岡前の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで伊仙町伊仙町目手久,伊仙及び木之香の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで知名町知名町竿津,余多,屋者,芦清良,黒貫及び瀬平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで		西古見、篠川及び古志の各一部	平成25年3月31日まで
喜界町喜界町湾,中里,赤連及び池治の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで徳之島町徳之島町井之川及び下久志の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで天城町天城町松原及び岡前の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで伊仙町伊仙町目手久,伊仙及び木之香の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで知名町知名町竿津,余多,屋者,芦清良,黒貫及び瀬平成24年4月16日から	龍郷町	龍郷町秋名及び久場の各一部	平成24年4月16日から
徳之島町平成25年3月31日まで徳之島町井之川及び下久志の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで天城町天城町松原及び岡前の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで伊仙町伊仙町目手久,伊仙及び木之香の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで知名町知名町竿津,余多,屋者,芦清良,黒貫及び瀬平成24年4月16日から			平成25年3月31日まで
徳之島町平成25年3月31日まで徳之島町井之川及び下久志の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで天城町天城町松原及び岡前の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで伊仙町伊仙町目手久,伊仙及び木之香の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで知名町知名町竿津,余多,屋者,芦清良,黒貫及び瀬平成24年4月16日から	喜界町	喜界町湾、中里、赤連及び池治の各一部	平成24年4月16日から
徳之島町徳之島町井之川及び下久志の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで天城町天城町松原及び岡前の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで伊仙町伊仙町目手久,伊仙及び木之香の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで知名町知名町竿津,余多,屋者,芦清良,黒貫及び瀬平成24年4月16日から			平成25年3月31日まで
天城町天城町松原及び岡前の各一部平成25年3月31日まで伊仙町伊仙町目手久,伊仙及び木之香の各一部平成25年3月31日まで伊名町知名町竿津,余多,屋者,芦清良,黒貫及び瀬平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで	徳之島町	徳之島町井之川及び下久志の各一部	
天城町天城町松原及び岡前の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで伊仙町伊仙町目手久,伊仙及び木之香の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで知名町知名町竿津,余多,屋者,芦清良,黒貫及び瀬平成24年4月16日から			
伊仙町伊仙町目手久,伊仙及び木之香の各一部平成25年3月31日まで伊名町伊仙町目手久,伊仙及び木之香の各一部平成24年4月16日から平成25年3月31日まで知名町知名町竿津,余多,屋者,芦清良,黒貫及び瀬平成24年4月16日から	天城町	天城町松原及び岡前の各一部	
伊仙町伊仙町目手久,伊仙及び木之香の各一部平成24年4月16日から 平成25年3月31日まで知名町知名町竿津,余多,屋者,芦清良,黒貫及び瀬平成24年4月16日から	- 798	2 - 777 A DE 1/41/20 A DE 41/4 A DE 1817	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
知名町知名町学津、余多、屋者、芦清良、黒貫及び瀬平成25年3月31日まで知名町知名町学津、余多、屋者、芦清良、黒貫及び瀬平成24年4月16日から	伊仙町	伊仙町目手な 伊仙及び木之香の各一部	
知名町 知名町竿津、余多、屋者、芦清良、黒貫及び瀬 平成24年4月16日から	N 1H11		
	知名町	 知名町竺津 全多	
	VH-\H L1	利覚の各一部	平成25年3月31日まで

鹿児島県告示第589号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり 基本測量を実施する旨の通知があった。

平成24年4月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 基本測量(超長基線測量)
- 2 作業の期間 平成24年4月12日から平成25年3月15日まで
- 3 作業の地域 姶良市

鹿児島県告示第590号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成23年5月17日鹿児島県告示第558号で告示した基本測量の実施は、平成24年3月31日終了した旨の通知があった。

平成24年4月27日

鹿児島県告示第591号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成23年7月5日鹿児島県告示第725号で告示した基本測量の実施は、平成24年3月31日終了した旨の通知があった。

平成24年4月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第592号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、 鹿児島市長から平成23年6月17日鹿児島県告示第649号で告示した公共測量の実施は、平成24年3月23日終了した旨の通知があった。

平成24年4月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第593号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、 大島支庁徳之島事務所長から平成23年11月8日鹿児島県告示第1079号で告示した公共測量の実施は、平成24年3月16日終了した旨の通知があった。

平成24年4月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第594号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の5第2項の規定により,指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成24年4月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定構造計算適合性	構造計算適合性判定の		変更		
判定機関の名称及び	業務を行う事務所の所	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
住所	在地		変更前	変更後	
一般財団法人日本建	大阪市中央区内本町二	指定構造計	財団法人日本	一般財団法人	平成24年4月
築総合試験所	丁目4番7号	算適合性判	建築総合試験	日本建築総合	1 日
大阪府吹田市藤白台		定機関の名	所	試験所	
五丁目8番1号		称			

鹿児島地域振興局告示第44号

鹿児島県税条例(昭和38年鹿児島県条例第23号)第88条第3項の規定により,軽油引取税の 特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成24年4月27日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

特約業者の名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所	取消年月
有形果有 07 石 柳	刊収有の以右	在地	日
株式会社久保石油	久保 健一郎	日置市伊集院町徳重429	平成24年
			3月31日
株式会社共栄	栫 正治	鹿児島市宇宿二丁目4番1号	平成24年
			3月31日

南薩地域振興局告示第19号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により,指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年4月27日

南薩地域振興局長 小宮路克郎

事 業 所		指定障害福祉サービス事業者				成 1. 左 1	障害福祉	
h	Ŧ.L.	= + W	h	£la	主たる事務所の	代表者の氏	廃止年月	サービス
名 称	所 在 地	名	称	所在地	名	Ħ	の種類	
障害者	針就労支援	南九州市知覧町	社会福	祉法人敬	南九州市知覧町	松久保秀徳	平成24年	就労移行
センク	ノーみらい	郡8892-36	和会		郡9047-1		3月31日	支援

告 公

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成24年4月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 平成24年度税務総合システム運用及び維持保守業務
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 鹿児島県総務部税務課税務電算係 鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成24年3月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 富士通株式会社鹿児島支店 鹿児島市山之口町3番31号
- 5 随意契約に係る契約金額 65,877,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372 号) 第10条第1項第1号及び第2号該当

一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、役務の調達について、次 のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行う。

平成24年4月27日

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称 土木積算システム基準データ改定作業業務委託
 - (2) 調達をする役務の特質等 入札説明書による。
 - (3) 履行期限 平成24年12月14日
 - (4) 履行場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成14年鹿児島県 告示第1481号)に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認めら れた者(入札参加資格の効力を停止されている者を除く。)であること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であるこ

と。

- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
 - なお, 資格要件確認のため, 鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する 暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
 - エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
 - オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金 銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は 積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は 個人
 - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれ らを利用している法人又は個人
 - ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
- 3 入札参加資格の審査等
 - (1) 入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査(以下「資格審査」という。)を受けなければならない。
 - ア 業務履行実績証明書
 - イ 基準改定ソフトウェア使用可能証明書
 - (2) 提出場所及び提出期限
 - ア 提出場所 鹿児島県土木部監理課技術管理室積算管理係 鹿児島市鴨池新町10番1号
 - イ 提出期限 平成24年5月10日午後5時
 - (3) 資格審査の結果
 - 資格審査の結果は、平成24年5月14日までに書面により通知する。
 - (4) 提出書類に関する説明
 - 資格審査を受けるために書類を提出した者(以下「提出者」という。)は、提出された 書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
 - (5) その他
 - ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された書類は、返却しない。
- 4 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成24年5月17日午前11時30分
 - イ 場所 鹿児島県庁(行政庁舎14階)14-土-1会議室
- (3) 入札説明書
 - ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は,入札説明書による。
 - イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

3の(2)に同じ。

- 5 契約条項を示す場所及び期限 3の(2)に同じ。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を,入札説明書に定める方法により,入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし,次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお,入札保証金は,入札終了後還付する。ただし,落札者には,契約締結後還付する。

- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を 被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提 出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国(公団及び独立行政法人を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする 事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したこと を証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこと となるおそれがないと認められるときに限る。)。
- (2) 契約保証金 免除する。
- 7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書(代理人として提出する入札書を含む。)による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書,入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法 (明治29年法律第89号) 第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付,電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格 設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県土木部監理課技術管理室積算管理係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3518

ファックス番号 099-286-5619